

令和3年第3回茂原市教育委員会会議（3月臨時会）日程

日時：令和3年3月8日（月）15時～

場所：茂原市役所9階901・902会議室

1. 開会宣言

2. 会議録署名人の指定

3. 会議事項

（議決事項）

議案第1号 県費負担教職員のうち校長及び教頭の任免その他の進退に関する内申について

議案第2号 茂原市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について

議案第3号 茂原市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について

議案第4号 茂原市家庭教育指導員の設置等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議案第5号 茂原市社会教育センター使用料減免の対象者となる使用者に関する要綱の一部を改正する告示の制定について

議案第6号 第2次茂原市スポーツ推進計画の策定について

（報告事項）

- 1 本納中学校区の小中一貫教育について
- 2 その他

4. 閉会宣言

（会議結果）

議決事項について、議案第1号から議案第6号は原案どおり可決されました。

茂原市教育委員会会議録

令和3年第3回（臨時会）

- 1 期日 令和3年3月8日（月）
開会 午後3時00分
閉会 午後3時40分
- 2 場所 茂原市役所9階会議室
- 3 出席委員
教育長 内田 達也
教育長職務代理者 安藤 明子
委員 高貫 裕一郎
委員 高仲 輝夫
委員 竹田 幸則
- 4 出席職員
教育部長 岩瀬 裕之
教育部次長（教育総務課長） 佐久間 尉介
学校教育課長 金澤 勤
生涯学習課長 洪木 千春
体育課長 片岡 弘一
教育総務課長補佐 川崎 弘道
教育総務課総務係長 小安 宏尚
- 5 署名人の指定
委員 竹田 幸則
委員 安藤 明子
- 6 傍聴人 0名

教育長 : ただいまから、令和3年第3回茂原市教育委員会会議（3月臨時会）を開会します。本日の出席人数は、5名ですので、定足数に達しており会議は成立いたしました。

本日の会議録署名人は、「竹田委員」と「安藤委員」を指定いたします。

また本日の会議につきましては、新型コロナウイルス感染症予防の対応のため、会議に関係する担当課長のみの出席となっております。

これより会議事項に入ります。

本日は、議案が6件となっております。

それでは、議案第1号「県費負担教職員のうち校長及び教頭の任免その他の進退に関する内申について」議題としますが、本件は人事案件ですので、非公開とし、秘密会にしたいと考えますがいかがでしょうか。

各委員 : 異議なし。

教育長 : 議案第1号につきましては、非公開とし、秘密会とすることに決まりました。関係者以外の退室をお願いします。

（ 関係者以外退室 ）

教育長 : 以上で秘密会は終了しました。関係者以外の方の入室をお願いいたします。

（ 退室者入室 ）

- 教育長 : 議案第2号「茂原市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いします。
- 教育部長 : 議案第2号「茂原市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明申し上げます。
 本案は、二宮小学校と緑ヶ丘小学校の統合及び豊岡幼稚園の閉園に伴い、所要の改正を行うものでございます。
 それでは、参考資料の新旧対照表をご覧ください。
 別表第1及び別表第2において、二宮小学校及び豊岡幼稚園の印影を削除し、それに伴い、印影を繰上げるものでございます。
 なお、この規則は令和3年4月1日からの施行となります。
- 教育長 : 議案第2号について質疑をお願いします。
 (質疑なし)
- 教育長 : 議案第2号について採決に入ります。
 議案第2号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。
- 各委員 : 異議なし。
- 教育長 : 議案第2号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。
 次に、議案第3号「茂原市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いします。
- 教育部長 : 議案第3号「茂原市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明申し上げます。
 本案は、教育総務課の組織編成の変更等に伴い、所要の改正をするものでございます。
 議決事項及び教育長の専決の条項において契約を結ぶことや市の負担金、補助金等の交付に関することが規定されておりますが、この部分を削り、それに伴い各号をそれぞれ繰上げます。
 また、教育総務課において施設係が廃止されることから、「施設係」を削ります。
 なお、この規則は令和3年4月1日からの施行となります。
- 教育長 : 議案第3号について質疑をお願いします。
 (質疑なし)
- 教育長 : 議案第3号について採決に入ります。
 議案第3号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。
- 各委員 : 異議なし。
- 教育長 : 議案第3号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。
 次に、議案第4号「茂原市家庭教育指導員の設置等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いします。
- 教育部長 : 議案第4号「茂原市家庭教育指導員の設置等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明申し上げます。
 本案は、茂原市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の制定に伴い、所要の改正をするものでございます。
 家庭教育指導員の勤務時間については「茂原市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則」で定められていることから、それを規定する第7条を削除し、以下の条文を繰上げるものでございます。
 なお、この規則は令和3年4月1日からの施行となります。
- 教育長 : 議案第4号について質疑をお願いします。
 安藤委員 : 家庭教育指導員の仕事の内容を教えてください。
 生涯学習課長 : 家庭教育に関する相談業務と家庭教育学級の企画運営等でございます。
 安藤委員 : 指導員の方は何人いますか。
 生涯学習課長 : 1名です。
- 教育長 : 議案第4号について採決に入ります。
 議案第4号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。
- 各委員 : 異議なし。
- 教育長 : 議案第4号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。
 次に、議案第5号「茂原市社会教育センター使用料減免の対象者となる使用者に関する要綱の一部を改正する告示の制定について」説明をお願いします。

- 教育部長 : 議案第5号「茂原市社会教育センター使用料減免の対象者となる使用者に関する要綱の一部を改正する告示の制定について」ご説明申し上げます。
 本案は、社会教育センター使用料の減免の対象となる団体が解散したこと等に伴い、所要の改正をするものでございます。
 第2条第1項の表において、「長生茂原おやこ劇場」の項を削り、申請者の欄中の「学校長」を「校長」へ改めるものでございます。
 なお、この告示は令和3年4月1日からの施行となります。
- 教育長 : 議案第5号について質疑をお願いします。
 高貴委員 : 市内の高等学校はどういう目的で使用されているのでしょうか。
 生涯学習課長 : ここ何年間は高等学校の利用はございません。
 高貴委員 : 以前は利用されたことがあるのですか。
 生涯学習課長 : 規則の策定当初は利用団体の中に入っていたと考えられます。
 教育長 : 議案第5号について採決に入ります。
 議案第5号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。
- 各委員 : 異議なし。
 教育長 : 議案第5号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。
 次に、議案第6号「第2次茂原市スポーツ推進計画の策定について」説明をお願いします。
- 教育部長 : 議案第6号「第2次茂原市スポーツ推進計画の策定について」ご説明をいたします。
 本案は、国のスポーツ基本法およびスポーツ基本計画に基づき、平成28年4月に茂原市スポーツ推進計画を策定しており、本年度で5ヶ年の計画期間が終了となることから、引き続きスポーツ推進を図るため、第2次茂原市スポーツ推進計画の策定をしようとするものであります。
 計画の策定にあたりましては、昨年9月の教育委員会会議において、「茂原市スポーツ推進審議会に対する諮問について」諮らせていただき、審議会からの答申に基づき計画案について検討を重ね、12月1日から28日までパブリックコメントを実施いたしました。いただきましたご意見等を検討し、別紙のとおりとなりましたので「第2次茂原市スポーツ推進計画」の策定について承認をいただくものでございます。
- 教育長 : 議案第6号について質疑をお願いします。
 高仲委員 : この計画でさらにもう一段頑張ってもらいたいと思います。
 市民一人一スポーツで五年間様々な取り組みをやってきたと思います。このスローガンが市民に定着しつつあるなと思いました。熱心な取り組みありがとうございました。推進計画の成果のデータのなかにスポーツの実施率が52パーセントから60パーセントに向上したと、大きな成果ではないかなと思います。
 第2次茂原市スポーツ推進計画の特徴を私なりに考えました。スポーツに対する意識を変えていきたいと。するスポーツから観るスポーツから、さらに支えていく応援していく、そういう参加の仕方もあるのではないかと、地域の活性化に貢献していきますよと、地域の色が随分強く出てきていると感じました。
 これまでの行政主導から住民主導に転換していきましようと思っております。もっと住民主導にしていければ地域にスポーツが根付いていくのではないかと、そういう期待があります。
 もっとスポーツを健康だけではなく、仲間作りやコミュニケーション、観る方で感動したり、スポーツを広い意味で捉え、健康で生き生き、さらには地域の活性化に繋がりたいと私なりに読み取りました。
 この計画をさらに具現化してもらいたいと思います。期待しております。
- 教育長 : 他にありますか。
 高貴委員 : 市民を幅広い年代で色々な目的でスポーツを推進していくという取り組みがされていることに感心しました。
 今スポーツやっていますか、というアンケート結果のなかで、ジョギング、ウォーキングの人数が多いので、そのままジョギングやウォーキングをしやすい環境、例えば遊歩道などを整備して綺麗になっていますので、そういう所を紹介してもらえれば、より市民がジョギングやウォーキングを始めやすくなると思います。

もう一つ、競技スポーツの指導者の育成というところで、指導者バンク制度の設立というとても良い取り組みをしていると思います。これによって全国的な選手が出てきてくれれば良いと思います。

それと市民の方が発案したものに対して、市が後押ししてあげて新しいスポーツイベントを市民の皆様とやりましょうよという動きができれば素晴らしいなと思います。

教育長 : 他にありますか。

安藤委員 : 素晴らしい計画だと思うので実行できるよう頑張っていたきたいと思います。

アンケートの結果を見ると60代70代の方々も活発にスポーツをやっているようで、高齢者の方は続けることが大事だと思います。シニア向けのスポーツやイベントが沢山あると参加者が増えて、皆さんが元気な街になるのではないかと思います。市民一人一スポーツとても良いスローガンだと思いますのでもっと浸透すると良いなと思います。

教育長 : 議案第6号について採決に入ります。

議案第6号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。

各委員 : 異議なし。

教育長 : 議案第6号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。報告事項に入ります。

報告事項1「本納中学校区の小中一貫教育について」説明をお願いします。

学校教育課長 : 報告事項1「本納中学校区の小中一貫教育について」ご説明をいたします。

小中一貫教育につきましては、今まで委員協議会や総合教育会議においてご検討をいただきました。当初、茂原市全体で小中一貫教育を推進することとし、準備を進めておりましたが、より充実した小中一貫教育を推進するためには、一部の地域で実施し、それを継承したあとに市全体で実施した方がよいという考え方に現在なっております。したがって、統合に向けて準備が進む本納地区において、新治小学校、豊岡小学校含めた4校で令和3年度から先行実施していきたいと考えております。

それでは資料に基づき説明いたします。

資料1ページの1、小中一貫教育制度について及び2の小中一貫教育を行うことによる期待される効果につきましては、9月の総合教育会議の時にも一通り説明させていただきましたので、内容が重なることがありますようお願いいたします。小中一貫教育とは、小中連携教育を更に進めた教育というイメージで、小中学校段階の教員が目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育とされ、義務教育学校と小中一貫型小・中学校がありますが、本市で行う形態は小中一貫型小学校中学校であり、本納中学校の敷地内へ小学校が移転いたしますが、義務教育学校ではありませんので、本納中学校、本納小学校それぞれに校長先生がいます。また、新治小学校、豊岡小学校を含めた4校の校長先生方の理解のもとに行われることとなります。

続きまして、小中一貫教育の効果ですが様々な効果が報告されておりますが、学習面の観点からは9年間を見通した指導計画を作成し、指導内容を明確化することにより学びの連続性を図ることが大きい点です。また、小学校5、6年生の教科担任制や、小中学校教員の乗り入れ授業の実施など、多様な指導形態を取り入れることにより知的好奇心が高まり、中学校できめ細かな授業を行うことにより個に応じた指導が一層充実し、学習意欲や学力の向上を図ることができます。生活面では、小中学校の一貫した生徒指導により、規範意識の定着化が図れ、中一ギャップの解消が期待されます。更に教員の指導力の向上について、小中学校の教員がそれぞれの学校の教育活動を相互に理解しながら指導にあたることにより、教員の指導力の向上が図れることも期待されます。

2ページをご覧ください。本納中学校区の目指す子ども像は、4校で検討し、「ふるさと本納を愛し、豊かな人間性と知性を備え、主体的に将来を切り開く児童生徒の育成」となりました。

次に学年段階の区切りにつきましては、児童生徒が体験する中学校への段差の緩和や発達の早期化への対応を図る観点から、小中学校9年間における学年段階への区切りを4、3、2とし、中一ギャップが現れるという期間、真ん中の充実

期に重点をおきます。この場合でも小学校6年間で小学校を卒業し、中学校3年間で中学校を卒業することには変わりはありません。

3ページに移りたいと思います。本納中学校区の取り組みについて、1の組織設立については、本納中学校区での小中一貫教育を推進する組織として中学校区全体の組織と校内の組織について構成委員等を示したものです。2の本納スタンダードの実施から5のICTの活用までについては4校で具体的に計画してもらうこととなります。2の本納スタンダードの実施については次の5ページに参考資料があります。これらの中から特に力を入れて本納中学校区で取り組むことを決めてもらい、指導目標として活用していくこととなります。また、3ページに戻りますが、3の学習指導(2)充実期における小中学校教員の乗り入れ授業につきましては、算数、数学、理科、英語を中心に考えておりますが、今年度末の教員の異動が確定後、具体的に検討してまいります。

- 教育長 : 報告事項1についてご質問等ございますか。
- 高貴委員 : 2ページ目の3番目、目指す子供像ですが、本納中学校区ということで、ふるさと本納を愛しとっていますが、いずれ茂原市内全体でやっていった場合には、それぞれの中学校区ごとの名称が入るのですか。基本計画のふるさと茂原を愛しとリンクしなくなるのかなど。その辺の意味合いがあれば教えてください。
- 学校教育課長 : ふるさと茂原を愛しというのは茂原市としてこういう子供達を作りたいというものを表しており、茂原市全体で小中一貫教育を進めていくことになりますと各中学校区で子供達をどのように育てていくかというものを作っていくこととなります。
- 教育長 : ふるさと茂原だと茂原市全体だけと部分的だと若干ずれが生じるのではということですか。
- 高貴委員 : 茂原中学校区だとふるさと茂原で、南中学校区だとどういう形になるのかなど疑問がありました。
- 教育長 : 必ずしも同じ文章ではなく他と違う文章を作ってもよいと思いますが、これは校長先生が話し合ったということですか。
- 学校教育課長 : 4校で話しあって決定いたしました。
- 高貴委員 : 各中学校区で話し合っただけで違う文章が出てくるということですね。
- 学校教育課長 : 各中学校区で始める場合には、違う表現のものが出てまいります。本納中学校区のものも今後修正し変えていくこともあります。
- 安藤委員 : 本納中学校区、本納スタンダードというのは良くわかったんですが、学習面での連続9年間というのはわかりました。小中一貫になった場合、運動会や修学旅行などの行事はどのようになるのですか。
- 学校教育課長 : 行事ですと合同で避難訓練をやりますとか、運動会はすぐの実施は難しいと思いますがゆくゆくは、小中学校で一緒に行くことは可能かなと思います。一緒に出来るものは一緒に進めていきますし、これからも検討してまいります。ある程度本納小中につきましては、9月以降、別の計画を少しずつ作ってきております。新治、豊岡につきましては、距離が離れておりますので、一緒に何かするというのは日頃は難しいですが、何か3小学校で一緒に行えるものがあれば日にちを併せることは可能だと思いますのでこれから調整してまいります。
- 安藤委員 : 新治小学校とか運動会の種目そんなに沢山できないと思うので一緒に実施したり、修学旅行も数名の人数なので一緒に行けたりできたら良いかなと。郊外授業とかもバスで一緒に行くとか合同で行うことが出来れば良いかなと思いました。
- 学校教育課長 : 可能であれば望ましいことだと思います。費用や時間の問題、また安全面もありますので、どこまで進めていけるか校長のリダーシップのもとに教育委員会も指導しながら進めてまいります。
- 教育長 : その他、報告がございましたらお願いします。
- 教育部次長 : 茂原市教育施策の大綱(案)に係わるパブリックコメントの実施結果について、ご報告させていただきます。
- 2月1日から3月2日までの期間で、パブリックコメントを実施いたしました。提出されたご意見はございませんでした。
- つきましては、1月の教育委員会会議で報告させていただきました案を最終案として3月24日開催の総合教育会議に議案として提出し、大綱として決定してま

教育長 いろいろと考えております。
今の報告につきまして、ご質問等ございますか。
(質疑なし)

教育長 その他、報告はございますか。
学校教育課長 お手元の資料の最後に、令和3年度入学式入園式の出席者ということで名前
を挙げさせていただいております。よろしくお願いたします。また、これ以
外にも年度末、年度初めの行事としまして、二宮小学校と緑ヶ丘小学校の閉校
式、豊岡幼稚園の閉園式、4月に入って新二宮小学校の開校式がございます。
ご多用のところよろしくお願いたします。

教育長 : それでは、以上で第3回茂原市教育委員会会議臨時会を閉会します。

茂原市教育委員会会議規則第27条の規定により、上記会議録が相違ないことを証するため、
ここに署名する。

令和3年5月25日

教育長 内田 達也

署名委員 竹田 幸則

署名委員 安藤 明子